

大労発総0827第2号
平成30年9月6日

団体代表者殿

大阪労働局長

労働保険適用促進に係る広報文の掲載について（依頼）

平素は、労働行政の推進にご支援・ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、労働保険（労災保険・雇用保険）制度では、業種や事業規模の大小に関わりなく、労働者を1人でも雇用されている事業主の方は、すべて加入することとなっています。

このため、大阪労働局では労働保険制度の周知を図り、労働保険の適用促進に努めているところですが、未だ相当数の未手続事業が存在している状況にあります。

こうしたことから、「労働保険未手続事業の一掃」を年間を通じた主要課題と位置付け、加えて11月を「労働保険適用促進強化期間」として、広報活動等に取り組むこととしております。

つきましては、お手数をおかけいたしますが当該強化期間であります11月におきまして、貴団体で発行しておられる広報誌やホームページに、別添例1または例2の広報文を掲載していただきますようお願い申し上げます。

なお、ご掲載いただきました場合は、恐れ入りますが当該広報誌1部を下記担当までお送りいただけますよう重ねてお願い申し上げます。

また、事業主団体等の会員様がおられましたら、広報文掲載の働きかけを併せてお願い申し上げます。

担当

〒540-0028 大阪市中央区常盤町1-3-8

中央大通F Nビル17階

大阪労働局総務部労働保険適用・事務組合課

労働保険適用指導官 隅田

TEL 06-4790-6350

FAX 06-4790-6356

メールアドレス sumida-tomoaki@mhlw.go.jp

※文例のデータを希望される場合は、担当までご請求

ください。

事業主のみなさまへ

労働保険の成立手続は おすすめですか

～労働者を一人でも雇用していれば労働保険に加入する必要があります～

労働保険とは

労災保険と雇用保険とを総称した言葉で、政府が管掌する強制保険制度です。

労働者を一人でも雇用していれば、加入手続を行わなければなりません（農林水産の一部の事業は除きます）。

労災保険とは

労働者が業務中や通勤途上に事故にあった場合に、必要な保険給付を行い、被災された方や遺族の方の生活を保護し、併せて社会復帰を促進する事業を行うための保険制度です。

雇用保険とは

労働者が失業した場合に、失業等給付を支給したり再就職を促進する事業を行うための保険制度です。

新たに労働者を雇い入れた場合は、保険料の納付とは別に、その都度、事業所を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）に「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が必要です。

加入手続は、労働基準監督署及び公共職業安定所（ハローワーク）で行っております。

まだ加入手続を行っていない事業主の方は、速やかに労働基準監督署又は公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

大阪労働局

労働保険適用・事務組合課（06-4790-6340・6350）

雇用保険課（06-4790-6320）

大阪労働局ホームページ <http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

- ◎各種の届出等の事務処理については、労働保険事務組合や社会保険労務士に依頼することもできます。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所

例 2

大阪労働局からのお知らせ

事業主の皆さん、労働保険の成立手続はおすすめですか？

**労働者を一人でも雇用していれば、労働保険
に加入する必要があります。**

労働保険とは、「労災保険」と「雇用保険」とを総称した言葉で、政府が管掌する強制保険です。

労働者を一人でも雇用していれば、加入手続を行わなければなりません。

お問合せ

労災保険については、労働基準監督署へ

雇用保険については、ハローワーク（公共職業安定所）へ

大阪労働局のホームページ（下記のアドレス）では、労働保険に関する詳しい説明（バナー「労働保険」）や労働基準監督署、ハローワークの情報を掲載しております。



大阪労働局

労働保険適用・事務組合課 (06-4790-6340・6350)

雇用保険課 (06-4790-6320)

大阪労働局ホームページ

<http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>